

全建事発第 169 号
令和 4 年 3 月 25 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男
〔 公 印 省 略 〕

免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する
Q & A の改正について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることとなっております。インボイス制度は、多くの事業者の皆様へに制度を理解していただき、準備や対応を行っていただく必要があります。令和4年2月2日付けの全建事発第142号で案内をさせていただいたところです。

この度、国土交通省ならびに関連省庁より、免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q & A の改正について周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙ところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- ・免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q & A の改正について
- ・別紙 1_免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q & A
- ・別紙 2_免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q & A（概要）
- ・（参考）インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

（担当）事業部 犬飼（イヌカイ）
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp